

仕 様 書

件 名 : 熊毛地区都市公園樹木等維持管理業務委託

履行場所 : 周南市大字安田地内他

業務の内容 : 別添「特記仕様書」のとおり

履行期間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日

特記仕様書

1

特記事項	
熊毛地区都市公園樹木等維持管理業務委託仕様書	
履行期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
履行場所	周南市大字安田地内他
1. 施工条件	
(1) 一般事項	
本業務の履行に当たっては下記の規則等によるほか、特記仕様書による。	
1. 周南市契約事務規則	
2. 山口県業務委託共通仕様書「共通編」	
3. 山口県土木工事共通仕様書「共通編、道路編（道路維持）、公園編」	
4. 山口県土木工事施工管理基準「写真管理基準」	
5. 日本住宅公団監修「監督必携・第IV編（造園工事）」	
6. この業務は、年間をとおして公園の良好な維持管理を行うことを目的とする。	
(2) 業務計画書	
1. 受注者は、本業務の実施に当たり、業務計画書を契約締結後7日以内に提出し承認を得ること。	
①業務内容 ②実施方針 ③業務工程 ④業務組織計画 ⑤打ち合わせ計画	
⑥連絡体制（緊急時を含む） ⑦検査基準 ⑧その他	
2. 受注者は、業務を実施するため、関係官公庁に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。	
3. 受注者は作業実施にあたり剪定時期等、適期を逸しないよう留意すること。	
(3) 予定表（週間・月間）	
受注者は次週の週間作業予定表を毎週提出すること。又、翌月の月間作業予定表を毎月提出すること。	
(4) 報告書	
1. 受注者は、日報（出面表添付）を作成し、作業写真とともに報告書として提出すること。なお、日報（出面表添付）はコピー可。	
2. 作業日報は、翌月の5日までに提出し、発注者の検査を受けるものとする。	
(5) 巡回報告	
1. 受注者の現場代理人は、週1回以上巡回し異常の有無を報告すること。	
2. その結果は週間予定表に記載し毎週報告すること。	
3. 緊急の場合には電話連絡をすること。	
(6) 地元関係者等の交渉等	
1. 地元関係者への説明、交渉等は委託者が行うものとするが、監督職員の指示する場合、受託者はこれに協力するものとする。	
2. 受注者は、実施に当たっては地元関係者からの質問、疑義に関する説明を求められた場合は、監督職員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。	

特記仕様書

2

特記事項
(7) その他
仕様書、設計図書に明示していない事項、またはその内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員に申し出て指示を受けるものとする。
(8) 契約
1. 本業務の契約は、契約事務規則、周南市の示す業務委託契約書式のとおりとする。
2. 契約保証金は免除とする。
3. 部分払いは2回とし、10月、翌年4月とする。
2. 植込地の管理
(樹木手入れ)
イ. 剪定する樹木は、監督職員立会の上決定する。
ロ. 剪定方法については、見本作業を提示し承認を得て行うこと。
(除草)
イ. 雑草は計画的に除草するとともに、自生した樹木は適時刈り払うこと。
ロ. 低木、花壇内等の除草に際しては、植物に損傷を与えぬように注意すること。
(病虫害防除)
イ. 樹木の生育状況に応じて、植栽地全域を行うものとするが、局部的に病虫害が発生した場合は、業者の責任において行うものとする。ただし、薬品については、病虫害の種類を確認し決定するため、監督職員の承認を得て施工すること。
ロ. 使用した場合は、薬剤の種類、使用量、使用した公園名について、報告書に記載し作業写真を添付のこと。
注意事項
・消毒に際しては風向きや周囲の状況等を考慮し、問題が起らないよう適切な処置をし施工すること。 本委託業務に起因する第三者への損害等については、すべて請負者の責務と負担で解決を図ること。
(手入れ)
イ. 芝刈りの作業時期については、芝生の育成状況を見ながら適期に行うこと。
ロ. 植込地周辺は、縁切りを行うこと。
ハ. 除草剤使用禁止場所の除草は、年2回人力で行うこと。
(施肥)
雑草のない時期に、所定の肥料を芝生面にむらのないよう均一に散布すること。
(除草剤散布)
イ. 作業にあたっては、対象となる地被及び雑草の種類、育成状態、除草剤に対する知識のあるものが施工すること。除草剤は、使用許可場所のみ使用すること。
ロ. 使用した場合は、公園名を報告書に記載し作業写真を添付すること。
ハ. 公園利用者に作業内容が分かるように周知し、安心・安全に配慮しながら適切に使用すること。

特記仕様書

3

特記事項
<p>ニ. 樹木、草花、第3者及び隣接地等にかからないよう十分注意をして行うこと。なお、草丈が長い場合は、除草剤散布に先駆けて草刈りを行うこと。</p>
<p>3. 非植栽地管理</p>
<p>(草刈)</p>
<p>イ. 樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意しむらのないよう刈り込むこと。また、監督職員の要請があった場合は指示に従うこととする。</p>
<p>ロ. 刈草は、指定場所に集積し、まとめて処理するとともに、刈取り後はきれいに清掃すること。なお、クズ、カズラ類の処理は、監督職員の承認を得た場合のみ除草剤を使用してもよいものとする。</p>
<p>ホ. 公園の各グラウンド、テニスコートの夏場（6月～9月）除草については施設利用者に影響にならないよう計画的に実施のこと。</p>
<p>ヘ・勝間ふれあい公園の北側法面及び公園内芝生部の草刈については施設利用者や近隣住宅の影響を考慮し5月下旬とお盆前及び11月までに3回必ず実施のこと。</p>
<p>(除草剤散布)</p>
<p>イ. 植栽地管理、除草剤散布に準ずる。</p>
<p>ロ. 各施設の除草剤散布については風向きを考慮すること。</p>
<p>4. 園内清掃</p>
<p>イ. 受注者は、公園内の植込地、広場等の清掃を定期的に行うこと。</p>
<p>ロ. 排水施設（側溝、排水管、雨水樹等）のゴミ、土砂等は入念に取り除き常に良好な状態を保つこと。</p>
<p>ハ. 園内の小石、ガラス等の危険物の除去、枯枝、ひこばえ、徒長枝剪定、不要な支柱の撤去等を監督職員の指示により施工する。</p>
<p>ニ. 三丘徳修公園については、園周辺溝の土砂除去作業を実施すること（年一回、GW前頃）。</p>
<p>5. 竹林管理</p>
<p>イ. 密集した竹林の間伐及び区域外に出た竹の処理をすること。</p>
<p>ロ. 切った竹は、指定の長さに切り指定場所に集積し、処理すること。切り株は、管理上安全な処理をすること。</p>
<p>⑤. 緊急対応</p>
<p>イ. 園内の施設に異常を発見した場合は発注者に緊急通報のこと。</p>

位置図

熊毛地区都市公園樹木等維持管理業務



